

遺言公正証書(嘱託要旨)

公証役場使用欄 受付日 月 日 完成日 月 日

遺言執行者 (指定する場合だけ)	証人②	証人①	遺言者
生年月日 氏名 職業 住所 明治・大正・昭和 年 月 日生	生年月日 氏名 職業 住所 明治・大正・昭和 年 月 日生	生年月日 氏名 職業 住所 明治・大正・昭和 年 月 日生	生年月日 氏名 職業 住所 明治・大正・昭和 年 月 日生
指定しなくても遺言の効力に関係はありませんが、登記などの手続に便宜です。 印鑑証明も立会もいりませんし証人と兼ねても結構です。 執行者にならない人 無能力者 破産者	証人になれない人 未成年者、禁治産者(準)推定相続人・受遺者とその配偶者及び直系血族 これらの方が立会われますと遺言が無効になります。	印鑑証明はいりません 証人二名が必ず現場に立会って署名押印して頂きます。 証人には内容に関係ない方で友人、知人に依頼されるのが最適です。	注意 事項 最近の印鑑証明書一通 本人が直接(委任はだめ)ハッキリと口頭で述べないと証書は作成できません。 病气などでどうしても役場へ出頭できない場合は出張します。

遺言の内容 (別紙でも結構です)

参考資料として戸籍謄本や登記簿謄本などを持参されたほうが誤りを防止できて最良です。

手数料は遺贈財産の時価と受遺者の数などにより算定します。

市役所の評価証明などの資料があればそれを参考に時価を算出します。

手数料(受遺者1人の例)	
財産の時価	概算手数料
500万円	5,000円
1,000万円	6,000円
3,000万円	8,500円
5,000万円	10,500円
1億円	16,500円
2億円	28,500円

遺言執行者を指定したときは2,500円が加算されず(申込みのとき確かめて下さい)

遺留分(民法一〇二八条)として兄弟姉妹以外の相続人が必ず相続する財産

一、直系卑属(子、孫)又は配偶者と直系卑属が相続人の場合は財産の $\frac{1}{2}$

二、その他の場合は財産の $\frac{1}{3}$

~~~~~  
遺留分権を侵害することが明らかな遺言は作成できないのでご注意ください